

令和2年度臨時意見交換会議事録

日 時：令和3年2月20日（土）13：00～14：30

会 場：Web 会議システム開催

出席者：代議員：19名

執行部：28名（理事：25名 監事：3名）

事務員：1名

書記：1名

【開会】

廣滋 恵一 副会長より開会の辞

【会長挨拶】

西浦 健蔵 会長より挨拶およびマスタープランの概要について説明

補足説明：公益法人福岡県理学療法士会を盛り上げ、活性化して行くための組み立てを重要課題として検討している

事務所機能の強化の着手：行政・業者とのやり取り、予算、振り返りなどの円滑化、理学療法士の雇用など

今後のスケジュール：2021年度 組織機能の検討、事務所機能の強化など

2022年度 具体化など

2023年度 新事業体制など

追加説明）多職種との連携、地区との連携およびフォローアップなども事務所機能に追加したい

福岡県の県民の皆さんに「理学療法士よかばい」と言われるよう、会員に皆さんからいろいろな意見をいただき
たと思っている。ご協力をお願いします。

玉利代議員：若手会員にリーチしないという課題に対して、若手会員と話すなかで、HPはあまり見ないという話が上がった。若手の生活習慣を踏まえると動画やオンデマンドなどの方が見やすい可能性もある。半田会長が愛知で
議員さんと対談することをSNSにアップされて功績をあげている。教育動画コンテンツを作成して会員限定
で見られるような新しいリーチの仕方も一案として提案しました。

廣滋副会長：若手会員にリーチしないという課題に対して、従来通りの方法では会員に届かないということから、HPやラ
インアプリなどが立案され、実行してきた。若手に限らず様々な世代に届きやすいツールが求められている
と思う。また、事務局機能の強化とあわせて会員相互の交流を深めたいので、会員の多岐にわたる能力を収
集する方法も検討していく。是非職場や周囲の皆様にお伝え頂き、代議員の皆様からも私たちにあげてほし
いと考えている。加えて、今まで公益法人としての役割を軸に会費の使い方を検討してきた。この経緯から
他団体との関係性が大切なことが明確になった。今後は理学療法士会の組織力を生かして連盟と協力しなが
らステータスをあげていくことも重要である。

諫武副会長：ぜひ様々な未来を語って、皆様と協力いただきながら、この危機的状況を乗り切りましょう。

【議事】

報告事項：1) 令和2年予算・事業の執行状況について

昨春からの新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、令和2年度の事業執行を大幅に見直す状況となりました。

具体的には、上半期実施予定であった対面形式における学術事業（学術局主催研修会、支部地区研修会）、社会事業（介
護予防教室、体力測定会など）、行政等からの委託事業がすべて中止となりました。下半期では、令和3年1月現在、研修
会等はwebシステムの構築ならびに講師、担当者などとの調整を経て12月から開始することができましたが計画の開催

回数を実施することができない見込みです。さらに、社会事業や行政等からの委託事業も依然中止もしくは延期されているのが実状であります。

以上のことより、今年度予算執行の進捗を報告いたします。

【令和2年度決算見込みについて】

令和2年度決算見込みについて（1月19日現在）は下記のとおりとなっております。

<p>【令和2年度定期総会時】</p> <p>経常収益計 (A) : 71,566,000 円</p> <p>経常費用計 (B) : 71,566,000 円</p> <p>収支差額 (A) - (B) : 0 円</p> <p>【公益法人の財務3基準】</p> <p>公益目的事業比率 72.73% 適合</p> <p>収支相償 △13,847,475 円 適合</p> <p>遊休財産保有制限 適合</p>	➡	<p>【令和3年1月19日現在】</p> <p>経常収益見込み (A) : 66,105,000 円</p> <p>経常費用見込み (B) : 40,972,385 円</p> <p>収支差額 (A) - (B) : 25,132,615 円</p> <p>【公益法人の財務3基準】</p> <p>公益目的事業比率 69.05% 適合</p> <p>収支相償 19,778,710 円 <u>不適合</u></p> <p>遊休財産保有制限 <u>不適合</u></p>
---	---	--

公益法人財務3基準について、他の公益法人団体も不適合の状況にあるそうです。なお本会は所轄である福岡県保健福祉部医療指導課医務係に相談の上、今後の法人運営を調整しているところです。

<p>【公益目的事業比率】</p> <p>公益法人の活動全体における公益目的事業活動の割合がその費用額において50%以上であることを求めるもの（公益認定法第5条1号、8号および15条）</p>
<p>【収支相償】</p> <p>公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない（公益認定法第14条）</p>
<p>【遊休財産保有制限】</p> <p>公益法人の各事業年度の末日における遊休財産が、その年度の公益実施費用額を超えてはならない（公益認定法16条）</p>

近藤事務局長より説明
→代議員より質疑無し

報告事項 2) 令和3年度予算案の方針について

令和3年度予算案について、例年予算の7,300万円に加え、新型コロナウイルス感染対策や新規事業等にかかる費用約1,200万円（別紙：令和3年度部局別予算案一覧表参照）を予算に計上したいと考えています。この1,200万円の上乗せ分の費用については、今年度経常費用として支出されなかった2,500万円から来年度の経常収入として繰り越して充当し、

加えて残りの1,300万円につきましても、新型コロナウイルス感染の収束の目途が立っていない状況を鑑み、令和4年度の事業執行に際し感染予防を踏まえた費用として充当させていただきたいと考えております。

【令和3年度予算案】

予算案概算 : 85,330,000円

※例年7,200万円程度の予算であるが、令和3年度は新規事業にかかる費用に加え、
新型コロナウイルス感染対策費等で約1,200万円上乗せの予算計上

【公益法人の財務3基準】

公益目的事業比率 75.16% 適合

収支相償 Δ 19,540,245円 適合

遊休財産保有制限 適合

今年度の決算見込みを踏まえ、会員に返金すべきか、来年度以降感染が収束していない場合を想定し感染対策費に充てるための繰越金として貯蓄したほうが良いか、理事会において繰り返し議論をしてきました。しかし、この感染状況が来年度で収束する保障がないことを踏まえ、再来年度以降の事業開催のための感染対策費等として、計画的に充当することで会員の皆さまに還元できればとの結論に至りました。

近藤事務局長より説明

追加説明) この予算案は理事会で承認をしているわけではない。代議員の皆様のご意見をもとに3月目途に作成をしたいと考える

→代議員より質疑無し

【意見交換】

令和2年度 臨時意見交換会 事前質問・意見への回答

質問1：令和2年度県士会事業執行状況について

[田原 毅 氏]

令和2年度事業執行の見直し状況について、中止や変更になった事業や内容などの詳細資料がないため事業執行の全体を把握できていない現状があります。

今後の福岡県理学療法士会の運営方法や事業内容を見直すにあたって、社会事業及び行政等からの委託事業を含めた詳細資料の提示をお願いしたい。

回答：総務局：平原総務局長

令和2年度県士会事業執行状況の詳細については下記の通りである。上半期事業は中止または下半期へ延期と決断した。下半期事業については追加分を含めWebシステムを導入し可能な限り開催している。

<令和2年度事業執行状況について>

【公益事業1. 理学療法士の知識及び技術の向上を図る事業】

公益1-1 理学療法専門領域研修会

1) 全県研修会:

- (1) 第103回福岡県理学療法士会学術研修大会: 中止
- (2) 訪問リハビリテーション実務者研修会 : Web開催(令和2年12月6~26日: 視聴期間)
- (3) 介護保険関連施設等従事者研修会 : 中止
- (4) 専門理学療法研修会 : 中止
- (5) 理学療法講習会(応用編) : 中止
- (6) 臨床理学療法研修会 : Web開催(令和3年2月27日)
- (7) 産業理学療法研修会 : 中止
- (8) 学校保健等教育関連理学療法研修会 : 中止
- (9) 災害医療研修会 : 中止

2) 各支部地区研修会: Web開催10件(予定含む)

公益1-2 基礎実践教育等研修

1) 新人教育研修

- (1) 新人研修会 : 開催(e-ラーニング)
- (2) 理学療法士講習会基本編3件中止、1件開催予定(令和3年2月21日)
応用編7件中止

2) 指導者育成研修

- (1) 臨床実習指導者研修会 : 中止(協会へWeb開催の要望書提出)
- (2) 地域包括ケアシステム推進リーダー研修会 : Web開催(令和3年1月10日)
- (3) 介護予防推進リーダー研修会 : Web開催(令和3年1月24日)

3) 管理者研修会(地区)協会指定管理者研修会(初級)取得可能: 中止

4) 管理者研修会(領域別) : Web開催(令和2年12月5日)

公益1-3 福岡県理学療法士学会

開催: Web開催(令和3年2月14日)

【公益事業2. 理学療法の知識・技術の普及を行う事業】

公益2-1 県民参加型の活動

1) 市民公開講座: ポスターによる啓発

2) 健康増進教室等

- (1) 介護予防教室 : 1件(筑後支部: 令和2年12月23日)
- (2) 体力測定会 : 中止

3) 県民健康づくりセミナーの企画・運営 : 中止

4) 他団体の開催するイベントでのブース設置

- (1) 健康21世紀福岡県大会 : 中止
- (2) 各市町村等が開催する健康づくり事業等 : 中止
- (3) 北九州マラソン2021 : 中止

【公益事業3. 理学療法の知識・技術を提供する事業】

公益3-1 バリアフリーアドバイザーへの協力

協力件数：3件（+すこやか住宅事業41件） ※例年100件の依頼あり

公益3-4 障害者スポーツ大会等に会員が出務する事業

- 1) 飯塚国際車いすテニス大会 : 中止
- 2) 北九州OPEN 車いすテニス大会 : 中止
- 3) 福岡県障がい者スポーツ大会
第1回福岡県障がい者スポーツ大会 : 来年度へ延期
- 4) その他スポーツ障害予防に対する活動全般 : 中止
- 5) 福岡県介護業務における介護職員の腰痛予防研修会 : Web開催予定（3月に2回）

【法人事業】

- ・新人オリエンテーション開催 : 中止（動画作成調整中）
- ・養成校との意見交換会 : Web開催（令和3年1月30日）

質問2：令和2年度予算執行状況：公益法人財務3基準について

[田原 毅 氏]

令和2年度収支差額2,500万円をそれぞれ令和3年度、令和4年度の感染予防費に繰り越すとあるが、公益法人財務3基準の【収支相償】【遊休財産保有制限】の不適合判定について福岡県保健福祉部指導課医務係との進捗を確認させて頂きたい。

令和3年度部局別予算案一覧表の感染対策としての増額分は理解・承認できるが、全会員が理解できるようにするための詳細な内容及びその説明・周知方法はどのようにお考えかご教示願いたい。

回答：総務局財務部：時吉理事

昨年より、福岡県医療指導課担当者と随時確認している。令和2年度上半期を終えた時点においても、収支相償、遊休財産保有制限については不適合判定になる可能性も見込まれた。福岡県医療指導課からは「コロナ禍となり公益法人の3つの要件をクリアできない可能性について他の公益法人からも多々問い合わせがあっている。その為、決算後になぜクリアできなかったのかという説明を文書にて提出頂くことになると思う。その際に説明をして頂きたい。3つの要件がクリアできなかったとしても単年度で公益法人格を外すといった措置はありません。コロナ禍という事は配慮されると思います。」との回答を頂いている。

令和3年度予算案の感染対策としての増額分に関する内容については、令和3年度定時総会を通して会員の皆様へ周知していきたいと考えている。

質問3：学会・研修会の講師選定について

[玉利 誠 氏]

2020年第3回理事会における第30回理学療法士学会議案において、推薦された講師候補が専門・認定を有していないという理由で却下されたことについてお尋ねいたします。

県士会理事会および定時総会議事録を遡りますと、2016年度定時総会において「専門や認定理学療法士を取得している方々に支部研修会を開催して頂きたい」という要望に対し、「専門・認定取得者リストは各支部に配布している。その中か

ら研修会の講師を選定して頂きたい（岩佐支部局長）」という回答の記録がありますが、これは専門・認定の保有を条件づけたものではなく、運営上の具体的方法を回答されたものと思われます。また、2017年第3・4回理事会では、研修会講師に専門理学療法士を有していない方が候補者として挙げられ、「職能的な人材を目的にしており専門理学療法士の資格を持っていなくても良いと判断した」という理由で理事会の承認を得ています。さらに、2019年第1回理事会では、シンポジストの選定に関して「その分野に関しての認定が無いが、各専門分野の第一線で活躍されている先生方である。認定にこだわると、第一線での話でなくなる可能性が有り、今回は最先端の講演を提供することを優先させた（音地理事）」「そこが目玉と考えるなら良いと思う（岩佐支部局長）」「シンポジウムということで取得者を優先的に考えてもらい、講師にも確認はするが、シンポジウムのテーマに合った講師であることを踏まえ、場合によっては認定なしでも推奨したいと考える（廣滋学術局長）」という複数名の理事の意見の記録があります。しかしながら、2020年第3回理事会では、第30回理学療法士学会の講師選定について「専門認定を持っていないが、シンポジウムに一番ふさわしい人であると考えた」「この分野の実績がかなりある方なので、学会部および学会長と討論してこのように提案した」という理由で推薦された講師が、「専門認定を持っている会員より選出する方針になっていることを覆すのか（発言者不明）」「実績云々ではなく専門認定を優先するという方針だった。ぶれるべきではない。（発言者不明）」という理由にて却下されています。

このような経緯を踏まえ、以下についてご質問させていただきます。

- ・ 県士会HPで確認できる2016年以降の議事録では、学会・研修会の講師選定の規定について理事会で検討され、定時総会にて説明・承認された記録は見受けられません。2016年以前に規定されているのかもしれませんが、学会・研修会の講師が専門や認定を保有することは必須なのか。それとも努力目標なのか、もし必須なのであれば、専門・認定制度を統括する日本理学療法士協会や学術志向性の高い分科学会が講師条件に専門・認定の保有を必須としていない中で、県士会が独自に必須とする理由と、それが決議された理事会および定時総会、その旨がどのように会員に周知されたのかについてご教示ください。仮に専門・認定の普及といった職能的目的が主である場合、学術的な公益と相容れないようにも思います。また、既に専門・認定の有無によって謝金規定が区別されていることや、年々拡大する多様性への対応、特に学会などは参加者の生涯学習ポイントにも影響しないことなども考えると、専門・認定の保有が第一条件であることは合理的でないようにも思います。会員や患者利益に資する情報提供が期待される場合、専門・認定の保有は不問にしても良いのではないのでしょうか。

回答：学術局：宇戸学術局長

<平成31年度第1回理事会（平成31年4月27日（土））議事録より>

学術局からも認定・専門を取得している講師を依頼したが、ウィメンズヘルスは、その専門分野の認定がないがその分野の中心人物であり、妥当と考えた。地域・介護保険については、もっともなので再検討が望ましい。行政や学校保健、産業について認定は望ましいが、認定を取得しにくい職種である。シンポジウムということで取得者を優先的に考えてもらい、講師にも確認はするが、シンポジウムのテーマに合った講師であることを踏まえ、場合によっては認定なしでも推奨したいと考える。

⇒このシンポジウムについては、テーマが「理学療法士の職域拡大に挑戦しよう！」であり、職域拡大という職能的テーマのために学術的な専門・認定資格の取得者選定が困難であると判断した。

<今回の質問に対する回答および県士会の方針>

- ・ 第30回学会講師選定について

確かに上記のような議論と承認がなされたことは事実である。しかし、第30回学会の講師選定では、運動器に関する講師ということで、専門・認定取得者は多数いる。にも関わらず、未取得者を講師候補に挙げておられたために承認を得ることができなかったと解している。

・県士会講師選定について

県士会の基本方針として、専門・認定資格取得を会員へ推奨する立場から、講師候補となる実績のある方、専門性を発信する立場の方には必要条件として専門・認定資格取得を求めていく。

(職能的な普及を目的として講師選定を実施ではなく、特定分野において、より安全で質の高い理学療法を提供でき、国民に高水準の理学療法を提供と教育を推進) つまり、学会・研修会の質保証として専門・認定資格所有者を選考するのが妥当であり、それを基本としている。

玉利代議員：認定専門に関しては基本方針として、全てを網羅できる絶対的なものではなく、ケースバイケースで不問にしてもいいのでは無いか。理事会に意向を示して承認をもらうという方法で絶対条件にしないことを提案したい。今回の県学会における講師選定の体験から例を挙げる。学会テーマに従い、運動器に関する候補ではなく、計測科学を実践している施設の役職者を求め講師選定をした。かなり狭義の中から選定したにもかかわらず、運動器専門認定を持っていないという理由で一蹴された。理解はできなくはないが、講師選定の意図を組んでいただけているのかやや疑問に思った。これが永続的に続くならば、似たような状況の場合に講師選定がより難しくなるケースが出てくるのではないかという問題に対して喚起の意味で提案させていただいた。認定専門を第一条件にすべきことなのか、協会主催の研究会でも絶対条件ではない。講師料ですでに差別化がされているので、特に学会などであれば臨機応変に対応していただきたい意図で、再度検討を依頼したい。

宇戸学術局長：ここで賛否は問えないが、専門および認定に関しては基本方針として選出するようにしている。テーマによっては業績なども加味して専門認定に振り回されず講師選定は行いたい考えは持っている。

廣滋副会長：県士会が講師選定するうえで専門認定は第一条件としているが、新規性のある分野の場合、専門認定の如何を問わず選定した経緯はある。第30回の学会の講師選定についてそれほど新規の認識がこちらに伝わらなかった可能性があり、申し訳ないと思っている。

玉利代議員：専門および認定に関して県士会および研修会において基本方針とすることは賛成である。学術大会に関して特に強く申し上げたい。研修会に関してはポイント制度事情もあるので重要視することは十分に理解できる。しかし学会は参加ポイントとして認められており、ある程度柔軟にまた、大胆に対応ができたほうがより深いものになると考える。専門認定にとらわれなければ、若者の考えを出し合うシンポジウムなども実行できるかもしれない。理事会などで積極的に検討していただければ、今後、もっと柔軟で大胆な発想での学術大会が開催できるかもしれない。

廣滋副会長：公募制になり、新しい取り組みやアワードもできている。大会長の思いも学会部を通してあげているが、大会長を理事会への参加も検討し、ご意見をいただきながら、円滑に進められるよう努力したいと考える。

西浦会長：学会部理事はしっかり説明をされていたが、認定専門の活躍の場を増やしたい思いもあった。今後は学会長を理事会に招聘して説明していただくことも一案と考える。

佐藤理事：講師選定の学術局会議の際にテーマにそった3名があげられていると思った。前例でも第3候補に講師として決定されたことはあった。大会長の意思に沿ったご講演を3名とも出来るなら、専門を持っていない第1候補より専門を持っている他の候補の方がいい、と思った。理事会に挙げる際に意図して候補を絞ることも方法だったかもしれない。

玉利代議員：規定上第3候補まで挙げるという、ルーチン作業に則って第3候補まで挙げた。特に講演していただきたい講師だけ候補に挙げたいという意見は学会運営の会議の中であった。意図すれば第1候補のみを挙げるという選択ができるなら今後活かしてほしい。そうすれば学会長と理事会の間の齟齬が生じなくなるかもしれない。今回協力をいただいた学会部および学術局に不手際はなかった。今回の提案は、学会長をした体験から、今後より良い形にするための学会運営方法への新しい提案として意見を述べた意向である。

質問4：県士会役員選挙について

[玉利 誠 氏]

2020年第4回理事会において、役員選挙の際に立候補者が希望部署を記すことが提案された議案についてお尋ねします。

理事会議事録では、「(役員選挙は) 理事になりたいといった主旨のため、希望部署は必要ないのではないか(発言者不明)」「希望部署を書くとは恣意的に働いてしまうのではないかと。必要ないと考える(発言者不明)」という理由にて却下されたようですが、理学療法の領域が高度専門分化している現状を考えると、役員立候補の目的がただ「理事になりたい」では選挙人は心許なく、「どのような業績や実績をもとに、どの部局で、どのような仕事をしたいのか」という明確な意思を理解できたほうが、投票の参考になるように思います。また、実際に希望部局に任命されるかは分からないことは選挙人も理解していると思いますが、当選後の希望部局を明確に表明したうえで獲得された投票数は、立候補者が希望部局で仕事することへの社員(会員)の賛同(期待)と見なせるため、実際の任命においても会員の意を汲むための参考になるのではないのでしょうか。そこで、以下についてご質問させていただきます。

- ・選挙人が自らの恣意に基づいて投票するのが選挙であるように思いますが、理事会議事録中の「(希望部局を明らかにすることは)恣意的に働いてしまうので必要ない」というのは、誰の恣意を指しているのでしょうか。また、立候補趣旨の文意に希望部局を含めることと、別枠に記載することの差異による選挙規定への抵触や選挙行動への影響がありましたら、併せてご教示ください。

また、現在の役員選挙実施要綱には立候補者の条件に専門・認定の保有は含まれておりませんが、役員選挙の立候補者にも認定・専門の保有を条件付けていかれる方針なのでしょうか。先に挙げた学会・研修会の講師と同様に、役員選挙においても専門・認定の有無に縛られることなく、実績や業績があり、公益に資する方が立候補できるほうが良いと思います。

回答：事務局、選挙管理委員会：近藤事務局長

問1) 選挙人が自らの恣意に基づいて投票するのが選挙であるように思いますが、理事会議事録中の「(希望部局を明らかにすることは)恣意的に働いてしまうので必要ない」というのは、誰の恣意を指しているのでしょうか。また、立候補趣旨の文意に希望部局を含めることと、別枠に記載することの差異による選挙規定への抵触や選挙行動への影響がありましたら、併せてご教示ください。

回答) 誰の恣意を指しているのでしょうか?の問いについて、捉える人によって選挙人および被選挙人双方に当てはまるものだと考えます。選挙人の立場からすればご指摘のとおりです。しかし、被選挙人の立場の場合、『公益法人の理事は法人業務上の意思決定に参画し、代表理事や各理事の業務執行を監視する。善管注意義務、忠実義務、その他諸々の義務は個々の理事に課せられており、義務違反の場合にはその理事が損害賠償を負うことがある』とされており、担当部局以外の事業および予算執行全般を把握する責務がありますので、恣意とした立候補を避けたいと考えております。

なお、選挙規程への抵触や選挙行動への影響はありません。

追加説明) 選挙人がどう活動したいと記載をすることは自由と思われる。

理事、局長は会長によって任命されるという流れを組んでも恣意

問2) 現在の役員選挙実施要綱には立候補者の条件に専門・認定の保有は含まれておりませんが、役員選挙の立候補者にも認定・専門の保有を条件付けていかれる方針なのでしょうか。先に挙げた学会・研修会の講師と同様に、役員選挙においても専門・認定の有無に縛られることなく、実績や業績があり、公益に資する方が立候補できるほうが良いと思います。

回答) 被選挙人について、選挙規程第3章 選挙人・被選挙人及び選挙の告示 (被選挙人)第10条『役員候補者選挙及び代議員選挙の被選挙人は投票締め切りから90日以前において正会員として登録されている者とする。』とされていることから、専門・認定の保有者に限定することはできません。また、立候補をすることは正会員の権利であるため、ご指摘のとおり専門・認定の有無で限定することは考えていません。ただし、新人教育プログラム修了の有無については修了しているものが望ましいとの見解ですので、その旨を要綱に記しています。

追加説明) 新人教育プログラムは10年以上前に理事会で望ましいと審議されたため要綱に記載している

⑤質問：理事会議事録への発言者の記載について

[玉利 誠 氏]

県士会 HP に公開されている理事会議事録は、県士会の活動内容や方針を理解するのに大変役立っており、代議員として周囲の会員にも一読を勧めています。そこで議事録についてお尋ねいたします。2018年までの議事録には発言者の記載がありましたが、最近の議事録には発言者の記載がありませんため、記載がなくなった理由についてご教示ください。発言者の記載は理事会の透明性に寄与するとともに、会員としては考えに賛同する理事の活動や選挙応援にも繋がりますので、特別の理由がないようでしたら、発言者の記載をお願いしたいと思います。

回答：総務局総務部：加藤理事

発言者は記載していないが理事会で討議された内容に関してはしっかりと記載させて頂いている。以前も同様のご意見を頂戴したが理事会の議事録として討議内容と結果が伝わりやすいようにと現在の形をとらせて頂いている。理事・監事の発言を全て記載すると文章量が多くなるため議事録の見やすさ・簡素化を図り、より会員に読んでいただけるようにしている。それにより会員の皆様がより議事録に関心を持っていただければと、考えている。また、毎回3~4時間に及ぶ理事会内容を文字に起こす書記の負担を軽減する目的もあり、その業務負担もご理解頂きたい。議題ごとに発言した理事・監事の名前をまとめて記載する方法なども今後検討させていただきたい。今後もより会員の皆様に伝わりやすい議事録の作成を心がけていきたいと考えている。

【閉会】

松崎 哲治 副会長より開会の辞

令和3年2月20日